

厚生年金における世代間の再分配

高山 憲之

公的年金制度は、今日、先進工業国のはとんどにおいて財政危機に直面している。日本においても将来における公的年金の收支見通しは、厚生省年金局の資料をみるとぎりぎりとして暗い。

本稿は、将来時点において予想されている年金財政の破綻を未然に防ぐためにはどのような方策があるかを知るための準備として、現行

制度における目的が適切な手段によって関係づけられているかどうかをさぐるものである。公的年金制度は、保険機能と世代間の再分配機能の二つを當むべきであると考えられている。このうち前者については社会保険料が、後者については國庫負担分が手段として割当てられることになっている。理念はこのようなものであるが、現実はどうであろうか。この点を究明することが本稿の課題にほかならない。

ここでは公的年金制度のうち最大のカバレッジを行っている厚生年金保険制度（民間サラリーマンを被保険者としている）を取り上げ、まず世代間の再分配分を推計する作業から始めてみたい。なお公的年金制度は民間の年金保険と異なり、同一世代内の再分配という機能も定

額給付部分をはじめとするいくつかの手段によって営んでいる。ただし、ここでは紙幅に制約されてその点を考察することはできなかった。
(この点に关心のある読者は、とりあえず拙書「[1] 第七章、拙稿
「[2] 第五節を参照されたい」)。

I・世代間再分配分の推計

公的年金制度における國庫負担は、国の一般会計からの繰入れによってまかなわれていて、一般会計財源は、事実上、現役の若年および壯年の稼働世代から調達されているので、給付時國庫負担の場合には國庫負担を通して世代間の所得再分配が行われていると考えてよい。厚生年金保険制度の場合、給付額の二〇%（および事務費用の全額）を給付時点に國庫負担することが原則となつていて、したがつて厚生年金給付のうち、この二〇%分は世代間の再分配機能を果たしていると言えよう。

(注1) 厚生年金の場合、在職年金には国庫負担がつかない。なお、国庫負担はそれとの年金制度によって異なる規定を受けていた。たとえば国家公務員共済組合の場合、給付額の一五・八五%相当分を拠出時に国庫負担しているが、国民年金の場合には給付額の三分の一を給付時に国庫負担している。詳しくは文献「3」を参照せよ。

公的年金における国庫負担制度が世代間の再分配という機能を備えていることは、誰の目にもみえやすい。その意味において、国庫負担制度は、制度として高い透明度を有していると言えよう。

社会保険料は「保険料」か

年金の主要財源は、国庫負担分ではなく社会保険料である。保険料という言葉を聞くとき、人はそれが世代間の再分配を達成するための手段であるとは、通常考えない。ほとんどの人々は、保険料という言葉を額面どおりに受けとて、社会保険料を、自分自身の老齢年金を稼ぎ出すための掛金ないし事前積立金として理解しているのではないかだろうか。実際、厚生年金は修正積立方式という名のもとに財政運営されており、このような名前も、社会保険料についての右のような理解の仕方に大きく手を貸していると思われる。

ここでは、社会保険料が世代間の再分配機能を全く果たしていないかどうかを検討してみたい。そのような検討を通して、社会保険料にかんする一般の人々の理解が正しいか否かを知ることができるからである。検討に際しては、いくつかの仮定が必要となる。そのうち主要な仮定は次の三つである。

(A) 社会保険料は事業主負担分・被保険者負担分のすべてが被保険者に帰着する。

(B) 積立金の年間運用利回りは名目で六・五%である。

(C) 将来の年金給付を現在価値に換算する際に用いる割引率は、名目で年六・五%である。

事業主負担分の社会保険料は、事業主にとっては雇用費用を意味する。雇用費用の一部を社会保険料と呼び、残りを賃金と呼ぶというのはラベルの貼り方の問題にすぎない。つまり事業主負担分の社会保険料は、機能に着目するかぎり賃金と変わるところがない。このような考え方につれて仮定Aは想定されたものである。仮定Bは、資金運用部を通して行われている積立金の運用実績をみて想定した。このような運用利回りは、政府の意図的な低金利政策を反映したものであり、民間運用の場合に期待できたはずの利回りよりもかなり低いといわざるをえない。積立金の利回りは、名目で年六%強、実質ではマイナスであった。なお、仮に運用を民間に委ねたとしたらどうなったかといふことにも興味があるので、運用利回りについては、参考のため年八%、一〇%の二つを仮定し、計算を試みた。割引率については、簡単化のため、運用利回りに等しいと仮定した。ただし、この仮定は必ずしも必要ではない。

世代間の所得再分配を問題にするときには年齢別の標準報酬月額（ないし社会保険料納付額）を利用してしなければならない。しかし社会保険庁の発表している『事業年報』には年齢別のデータが記載されていない。したがって社会保険料の納付についてここではやむをえず、年々の平均標準報酬月額を基にして推計することにした。年功序列型の賃金構造を念頭におくと、このような推計方法は若年時の拠出分を過大にし、壮年時の拠出分を過小に評価しているという弱点を免れていない。なお拠出期間については、六〇歳で新規に老齢年金を受ける人の平均拠出期間を採用した。昭和四八年度新規受給者の場合は二七年、五三年度新規受給者の場合は二八年、五五年度新規受給者の場合は三〇年である。また社会保険料率については、一般男子（第一種被保険者）に適用される料率を用いることにした。それは表1に掲げたとおりである。

年金給付額はモデル年金に等しいと仮定し、給付期間は六〇歳時の

表1 保険料率の推移

期 間	保険料率 (%)
昭和23年 8月～昭和29年 4月	3.0 (暫定)
29 5 35 4	3.0
35 5 40 4	3.5
40 5 44 10	5.5
44 11 46 10	6.2
46 11 48 10	6.4
48 11 51 7	7.6
51 8 55 9	9.1
55 10 現 在	10.6

注：厚生年金における第1種被保険者の場合（労使負担込み）

表2 厚生年金における世代間の再分配

	年間運用利回り・割引率								
	6.5%			8% (参考)			10% (参考)		
	新規受給年度(昭和)			新規受給年度(昭和)			新規受給年度(昭和)		
	48	53	55	48	53	55	48	53	55
給付開始時における社会保険料積立金残高(万円)	65	169	251	73	190	288	88	223	346
給付開始時における年金給付額の現在価値(万円)	686	1,474	1,934	626	1,331	1,744	559	1,174	1,537
世代間の再分配分(%)	90.6	88.6	87.0	88.3	85.7	83.5	84.3	81.0	77.5
モデル年金月額(千円)	52	104	136						
拠出期間(年)	27	28	30	同 左			同 左		
受給期間(年)				同 左			同 左		
本人(プラス遺族)	16(19)	18(22)	18(22)						

資料：社会保険庁編「事業年報」各年度版より推計した。

平均余命に等しく設定した。厚生年金の場合、遺族年金も支給されるので配偶者（ここでは妻）の年齢が問題となる。ここでは簡単化のため、妻の年齢は夫の年齢に等しいと仮定した。また遺児・孤児も簡単化のため、いないと仮定した。なお六〇歳からの年金受給にあたり退職する、と想定している。さらに簡略化のため、将来における物価上昇、標準報酬月額の上界はいずれもないと仮定した。この最後の仮定を改めて、将来における物価上昇なしし標準報酬月額の上界を想定すると、世代間の再分配分は以下に推計されるものよりも大きくなる。したがって以下に示される世代間の再分配についての割合は、最小値を意味していると理解しなければならない。

表2は、厚生年金保険について以上に述べたいくつかの仮定を置いて、その世代間の再分配相当分を推計した結果である。まず、年間の運用利回りおよび割引率がともに六・五%の場合、昭和五五年度当初に六〇歳になって退職した民間サラリーマンは平均して一九三〇万円強の資産を公的年金制度を通して受けとったことが読みとれよう。また、このような資産が、年々大幅に増大してきたことも容易に理解で

きる。ちなみに昭和四八年度当初に六〇歳になつて退職した民間サラリーマンの場合、その額は六八八万円であった。民間サラリーマンにとって、このような多額の年金資産は数年前まで予想もできなかつたものである。実際、昭和四八年度における制度上の大改革を経て、初めてこのような年金資産を手に入れることができ可能になつたのである。

次に六〇歳時点で受けとることになる年金資産のうち、各自が社会保険料を拠出して積み立ててきた部分をみてみよう。昭和五五年度当初において新規に年金受給者となつた民間サラリーマンの場合、その積立金残高は二五〇万円強にすぎない。残りの一六八〇万円余りは自分の社会保険料納付とは直接関係のない資産であつて、この部分は国民負担分および現役の民間サラリーマンが社会保険料の形で拠出している部分から捻出されるものである。すなわち、この部分こそ、厚生年金保険制度を通して行われる世代間の再分配分にほかならない。昭和五五年度当初に六〇歳になつた世代は、年金給付の八七%を世代間の再分配として受けとつてゐることになる。なお、この割合は年々、わずかずつではあるものの低下する傾向にあるといえよう。この傾向は、最近年における社会保険料率の改訂に負うところが少なくない。

このように厚生年金の場合、現行制度の主要な機能は世代間の再分配にあり、しかもその機能の大部分は國庫負担ではなく現役サラリーマンの社会保険料拠出によつて果たされていることが判明した。つまり現行制度にかんするかぎり、社会保険料は、将来時点における各自の老齢年金を稼ぎ出すためのものというより、むしろ世代間の再分配という目的を達成するための手段であるという性格の方が強い。将来時点における各自の老齢年金は、将来世代の社会保険料拠出に主として依存しており、きわめて不確定である。したがつて厚生年金保険制度における社会保険料については、「保険料」という言葉を額面どおりに受けとるべきではない。

いざれにしても社会保険料を手段とする世代間の再分配は、制度としての透明度を著しく欠くものである。透明度の低い制度は人々に錯覚を与えやすく、したがつて制度改変の際ににおける議論を混乱させるばかりで、正しい理解に基づいた冷静な判断のさまたげとなるおそれが強い。世代間の再分配は、もっと透明度の高い手段に訴えて行う必要があるのでないだろうか。

以上に述べた論点は、積立金の運用利回りおよび割引率を年八%ないし年一〇%と仮定しても基本的に変える必要はない。運用利回り・割引率が大きくなるにつれて、世代間の再分配に相当する部分の割合は小さくなるものの、現行制度の主要な機能が世代間の再分配にあることに変わりはないからである。

内部収益率

年金制度の内部収益率 (internal rate of return) がどの程度になるかという問題も興味深い。それは、世代間の再分配分がちょうどゼロになるような運用利回り・割引率のことである。昭和五三年度の新規受給者を例にとろう。この世代について運用利回りを年二〇%および年二一%の二つを仮定すると、社会保険料の積立額は昭和五三年度当初において、それぞれ六六〇万円強、七六〇万円弱となる。他方、年金給付の現在価値は割引率が二〇%および二一%の場合、それぞれ七三〇万円強、七一〇万円弱となる。すなわち利回り・割引率が年二〇%の場合には年金給付額が積立額を上回ることになるが、利回り・割引率が年二一%の場合には両者の関係は逆転している。つまり厚生年金の内部収益率は、昭和五三年度当初に六〇歳になつた世代の場合、年二〇%強であったといえる。このような収益を長期にわたつて稼ぎ出すことは、他の資産では事実上、不可能であつたし、また今後の二〇年間についてもそれはほとんど不可能であろう。ちなみに昭和三〇年から五二年の期間をとると、株式の収益率は年平均で一五%程度、

表3 国民年金における世代間の再分配

	年間運用利回り・割引率		
	6.5%	8% (参考)	10% (参考)
(1)給付開始時における社会 保険料積立金残高(万円)	15	18	22
(2)給付開始時における年金 給付額の現在価値(万円)	585	539	486
(3) (2)マイナス(1)、万円	570	521	465
(4)世代間の再分配分 (%)	97.4	96.7	95.6
(5)厚生年金における世代間 の再分配分(万円)	1,305	1,141	951
(6)同上(65歳時再評価後)	1,788	1,677	1,532
(7) (6)/(3)	3.14	3.22	3.29

注：昭和53年度新規受給者夫婦の場合

に、年金財政の将来見通しはきわめて厳しい。年金給付の大部分が、みずから稼ぎ出したものではなく世代間の再分配によるものであることが判明したので、このような規模をもつ世代間の再分配分がはたして妥当であるか否かを検討することは大きな課題となる。また現行制度における基本年金額を定める算式は、世代間の再分配分がどのくらいになっているかを知るのにきわめて不都合であり、誤解を生じやすい。^(注2)とくに「報酬比例部分」の名で呼ばれるものは、みずからが保険料を拠出して稼ぎ出したものであるという錯覚を与えるおそれがありて強い。制度における透明度を高めるためには、算式を簡単に理解できるように改めたらどうであろうか。

(注2) 厚生年金における年金額は、定額部分と報酬比例部分とからなる基本年金額をもとに計算される。定額部分は消費者物価スライド付きで被保険者期間の長さに比例しており、報酬比例部分は被保険者期間の標準報酬総額に比例し、事実上、賃金スライド付きである(過去の標準報酬を最近の賃金水準に再評価しなおしているため)。なお定額部分と報酬比例部分の比については、おむね五〇対五〇とすることが昭和五五年度改正時に確認されている。

国民年金との比較

右に示した同様の手続によって、国民年金における世代間の再分配分を推計してみよう。世代間の再分配分は、絶対額にかんするがぎり制度が異なっても同一であることが望ましいと考えられる。現実はどうであるうか。

このように異常なまでに高い内部收益率を可能にしたのは、いまでもなく昭和四八年度の大改正であった。とくに新規受給者(六〇歳、拠出期間二七年)の平均年金水準を、その時点における現役男子被保険者の平均標準報酬の六〇%になるように設計したことが、このような内部收益率を実現させた主因にはかなない。後で述べるよ

る。

ここでは昭和五三年度当初に六五歳になつて新規に受給者となつた夫婦について調べることにする。この夫婦は国民年金制度が発足した昭和三六年度当初に被保険者となつたと仮定する。被保険者期間は六〇歳になるまでの一二年間、受給期間は六五歳時ににおける平均余命に基づいて夫一四年間、妻一七年間とした。また国民年金の受給額は一

人あたり年二八万二〇〇円である。

以上のような仮定に基づいて計算した結果をまとめたものが表3にほかならない。表3から次の二点を指摘することができよう。まず第一に、国民年金は発足後、日が浅いので、年金給付のほとんどは世代間の再分配によつて占められている。年間利回り・割引率を六・五%とする場合、実に給付額の九七・四%が世代間の再分配に相当している。これが昭和五三年度新規受給者に対する年金給付の実態である。世代間の再分配が年金給付額に占める割合は、今後、制度が成熟するにつれて徐々に低下すると予想されるものの、国民年金制度は、そのほとんどが世代間の再分配という目的を達成するためのものであるといつても決して過言ではない。

第二に、昭和五三年度当初という給付開始時点で換算された国民年金資産は、社会保険料積立分を控除した純額（ネット・ターン）ではかると夫婦合わせて五七〇万円である（年間利回り・割引率が六・五%の場合）。この額は、利回り・割引率を大きくすれば小さくなる。この資産額を、厚生年金における資産額と比較してみよう。表3の(5)欄は、表2に示された昭和五三年度新規受給者の受けとる年金資産を純額で計算したものである。厚生年金の受給は六〇歳から始まるので、国民年金とは異なっている。年齢調整するためには、厚生年金資産を六五歳時点で再評価すればよい。(6)欄は、そのような再評価をした後の年金資産（純額）である。一見して明らかのように、厚生年金の受給者が受給している世代間の再分配分は、国民年金受給者のそれよりはるかに大きい。絶対額でみて一二〇〇万円強の差がついている（年間利回り・割引率六・五%の場合）。厚生年金受給者は、国民年金受給者が受ける再分配資産の実に三倍強の資産を、世代間の再分配という全く同じ目的を達成するために享受しているのである。これが、言うところの制度間格差の実態にほかならない。同じ目的を達成するのに、制度によってこのような格差をつけるというのはいただけ

国民年金への任意加入

ない。世代間の再分配に相当する年金資産については、制度間で差がないようにできるかぎり配慮すべきではないだろうか。

被用者の妻は、国民年金に任意加入することができる。表2に示した厚生年金被保険者夫婦の場合、妻は国民年金に任意加入していないと仮定している。ただし既婚サラリーマンの妻の半数以上が国民年金に加入している今日、夫婦単位の年金資産について制度間の格差を調べるには、厚生年金被保険者の妻が国民年金に任意加入している場合についても検討する必要があろう（サラリーマンの妻がその大部分を占める任意加入被保険者は、昭和五五年三月現在で七八〇万人余りに達している）。妻の任意加入を仮定すると、昭和五三年度当初に六〇歳になって厚生年金受給者となつた夫婦の場合、六五歳時における年金資産は純額で表3の(6)欄に示した額よりおよそ三五〇万円程度増加する（年間利回り・割引率は六・五%と仮定した）。つまり、国民年金への任意加入制度は、厚生年金と国民年金の間に存在する前述のような較差を、いつそう拡大させる機能を果たしているといわなければならない。

国民年金への任意加入制度は、制度発足当時においては保険数理上の厳密な計算に基づいて保険料・年金額の双方を決めることになつた。すなわち任意加入制度は、本来、世代間の再分配を目的としていた。しかるにその後における数回の制度改訂を受けて、当初は目的としていたかった世代間の再分配という機能が前面におどり出てきたのである。妻が国民年金に加入しているサラリーマン夫婦の場合、厚生年金と国民年金の両制度から世代間の再分配を受けることになり、国民年金にしか加入できない夫婦の場合と比較するとそれは不公平きわまりない。国民年金における強制加入被保険者のほとんどは、商人・職人・專業農民によって構成されている。彼らの所得水準

は一般にサラリーマンのそれより低いといえるので、国民年金への任意加入制度は、事実上、高所得世帯への所得補助以外の何ものでもない。

このような性格を有する国民年金への任意加入制度は、即刻に再検討すべきである。任意加入制度を制度発足当初の主旨に戻すことが困難であれば、今後においては任意加入を認めない方向で検討したらどうであろうか。またすでに加入しているサラリーマンの妻については、保険料の積立額相当分のみを年金給付すれば十分であり、強制加入被保険者とは異なった年金算式に基づいて取扱うべきである。

なお、この制度については任意加入を強制加入に切替える案も考えられるが、筆者はこのような案には反対である。厚生年金給付がもともと世帯単位を原則としているからにほかない。厚生年金給付を個人単位に変えることは、制度的根本的変革を意味するので短期的に合意をとりつけることなど不可能に近い。しかし、国民年金における任意加入制度を廃止しても国民年金制度の骨格は変わらない。後者だけに手をつけることがはるかに容易であり、また賢明ではないだろうか（なお昭和五五年度改正によって、妻が国民年金の受給者である場合には厚生年金における妻加給分／月額一万五〇〇〇円／はつかなくなつた）。このような改正は、現役サラリーマンの妻に一定額以上の収入があると扶養手当を出さないことに倣つたものであると解釈できる。ただし、世代間の再分配という観点からみると、このような制度改正だけでは不十分であつて、国民年金への任意加入を今後一切認めない方向において検討が必要なことに変わりはない。

生活保護基準との比較

厚生年金受給者の享受している年金額のうち、世代間の再分配相当分が適切な大きさであるか否かを調べるために、それを生活保護基準と比較してみよう。昭和五三年度における老人一人世帯（夫七二歳、妻

六七歳）に支給された生活扶助額は一級地で月額六万一七七四円であった。これに老齢加算分一万八〇〇円と住宅扶助（一般基準額で九〇〇円）をえた最低生活保障水準は八万一五七四円である。

これに対して昭和五三年度当初に六〇歳になって厚生年金受給者となつた夫婦の場合、平均して月額一〇万四五〇〇円のうち八八・六%に相当する九万二五〇〇円余りを世代間の再分配分として受けとっている（年間利回り・割引率が六・五%の場合）。なお、この受給者の妻は国民年金に加入していないと仮定している）。これは表2で明らかにしたとおりである。年間利回り・割引率が八%、一〇%の場合には、この再分配分はそれぞれ月額で八万九五〇〇円、八万四六〇〇円と計算される。妻が国民年金に加入している場合には、これらの額に二万三〇〇〇円程度を上乗せすればよい。

厚生年金受給者のほとんどは持家住いであると考えられるので、生活保護基準については、最低生活保障水準から住宅扶助分を差し引いた七万二六〇〇円弱を念頭におかなければならぬ。この金額と比較すると、厚生年金受給者夫婦の享受する世代間の再分配所得の方が明らかに大きい。社会保険料積立金の運用利回りおよび年金給付の割引率を年間一〇%と仮定しても、この論点に変わりはない。

日本の生活保護基準は一般労働者世帯における消費水準の六割に設定されており、国際比較でみても最高の水準にあるといわれている。したがって、そのような生活保護基準を平均として上回るような移転所得を厚生年金受給夫婦に与えるような年金給付の仕組みは、問題視されて然るべきである。すなわちモデル年金額は今後、給付率ダウンの方向で検討を加える必要性が大きい。

昭和五五年度改正の結果、新規受給者の年金額は平均して現役男子被保険者の平均標準報酬月額の六六%に達している。モデル年金額の水準が昭和四八年度の六〇%から上昇したのは、被保険者期間が二七年から三〇年に伸びたことに大きな原因がある。今後においても当分

の間、被保険者期間は伸長し、給付計算における限度の三五年に行きつくのは時間の問題であろう。それについてモデル年金の水準も自動的に上昇し、基本年金の計算式が改められないかぎり、最終的には現役男子被保険者の平均標準報酬月額の七〇%以上に達することは確実である。

アメリカにおける研究（文献〔4〕）によれば、現役時の生活水準を退職後にも維持するためには、現役時の六〇%の所得があればよいとされている。日本においても、昭和四九年版の総理府統計局「全国消費実態調査」で見るかぎり、老夫婦世帯の平均消費額は当年における標準報酬月額（男子）の六〇%であった（詳しい数字については文献〔1〕一五〇頁をみよ）。つまり現行の厚生年金制度は、標準的な老後生活費を一〇%以上超える所得を平均して将来の年金受給者に約束していることになる。しかもその給付の大半は世代間の再分配所得であって、みずからが稼ぎ出したものではない。年金給付額を減らすことはこのような意味において多くの人々の支持を得ることができると思われるが、どうであろうか。

アメリカの場合

公的年金給付のうちどの程度が世代間の再分配分に相当するかにかかる研究は、外國においてもあまり進められていない。筆者が現在の段階で知りえた研究はわずかに一国、アメリカ合衆国の場合は、文献〔5〕にあるバーソンズ・リマン・ロウの共同研究によれば、六五歳で退職した老齢遺族障害保険加入男子の場合、世代間の再分配分は一九七〇年当時で平均六八%であった。この比率は一般的傾向でみるとかぎり年々低下している。なお年金資産のうち世代間の再分配分は、一九七〇年退職者男子の場合、退職時で換算すると平均で一万六〇〇〇ドルになると報告されている。これらの数字をみると、日本のサラリーマンの方がアメリカのサラリーマンよりも、かなり手厚い移

転給付を老後に於いて約束されていると考えてよいだろう。

II・世代間の公平

厚生年金における世代間の再分配分が今後、どのような推移を迎るかを次に調べてみよう。現行の給付水準を維持するかぎり、保険料率の引上げは今後とも避けられそうにない。昭和五五年度の制度改革をもとに試算された将来収支見通しが、このたび厚生省年金局によって発表された（文献〔6〕）。それによると、今後五年おきに一・八%ずつ保険料率を引上げていっても、賃金率の上昇が消費物価のそれと同一であるかぎり、昭和七五年（西暦二〇〇〇年）頃に年々の收支は赤字に転じ、積立金の取崩しが始まる予想されている。将来については賃金率の上昇率が消費者物価のそれを上回ると仮定する方がより現実的であろう。他方、五年おきに一・八%ずつ保険料率を引上げることができるとは思われない。現に昭和五一年度および五五年度の料率改訂は、当局によつて一・八%の引上げが提案されたにもかかわらず議会で修正を受け、いずれの場合も一・五%の引上げにとどまつたという経緯がある。したがつて、たとえ賃金率が実質的に上昇するこがあつても、その年々の実質的な上昇率が大きくなきかぎり、厚生年金の積立金は早晚、取崩しが始まり、やがて完全な賦課方式に移行せざるをえないのではないだろうか。

完全賦課方式への移行を余儀なくさせる原因是、別の機会（拙稿〔7〕）においてすでに考察したように、主として二つある。一つは、積立金の運用利回りが著しく低い水準に押さえられていたことである。厚生年金の積立金はすべて資金運用部に預託され、財政投融资の原資として使われてきた。積立金の運用は低金利政策の支配下におかれ、名目で年六%強、実質ではマイナスの収益しか与えられなかつた。マイナスの運用利回りでは将来において積立金を十分に生かすこと

表4 完全賦課方式下の年金負担

年度 (昭和)	給付総額(兆円)					標準報酬月額の総額(兆円)					年金負担率(%)				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
55	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	52.7	52.7	52.7	52.7	52.7	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
60	5.8	5.9	6.1	6.2	6.4	56.9	59.8	62.9	66.0	69.3	10.1	9.9	9.7	9.4	9.2
65	9.0	9.5	10.0	10.6	11.2	60.0	66.3	73.1	80.6	88.8	15.0	14.3	13.7	13.1	12.6
70	12.9	14.0	15.2	16.6	18.1	63.0	73.1	84.7	98.1	113.4	20.6	19.1	17.9	16.9	16.0
75	17.2	19.1	21.4	24.2	27.5	65.3	79.7	97.1	118.0	143.1	26.4	24.0	22.1	20.5	19.2
80	21.8	24.9	28.8	33.8	40.0	66.9	85.8	109.7	140.0	178.3	32.6	29.0	26.3	24.1	22.4
85	26.3	30.9	37.0	45.0	55.8	67.2	90.6	121.7	163.1	218.0	39.1	34.1	30.4	27.6	25.6
90	29.6	35.7	44.4	56.4	73.1	67.6	95.8	135.3	190.4	266.9	43.7	37.3	32.8	29.6	27.4
95	30.9	38.5	49.6	65.9	89.7	69.1	102.9	152.6	225.4	331.7	44.8	37.4	32.5	29.2	27.1
100	31.4	40.2	53.9	75.0	107.3	70.3	110.0	171.4	265.9	410.7	44.6	36.6	31.5	28.2	26.1

資料：厚生省年金局「昭和55年財政再計算結果」(謄写刷、昭和56年1月。B～Eは筆者の試算による)。

- 注：(1) 給付総額、標準報酬月額の総額はいずれも昭和55年度価格で表示してある。
 (2) 年金負担率は、給付総額を標準報酬月額の総額で単純に除して求めた。したがって、これは国庫負担込みの料率である。
 (3) 給付総額の半分は賃金スライド制の、残りの半分は物価スライド制の適用をうけていると仮定した。
 (4) A、B、C、D、Eは標準報酬月額の実質上昇率を年間でそれぞれ0%、1%、2%、3%、4%と仮定している。

とはできない。(厚生省年金局〔6〕は、今後においてもマイナスないゼロの積立金運用利回りを仮定して財政収支見通しを推計している)。もう一つは、現行の給付水準からみるかぎり、過去の保険料率が明らかに低すぎたということである。表1にあるように、労使合わたして三%しか負担しない時代が昭和30年代中葉まであった。昭和四八年度における大改革のときでさえ、保険料率は七・六%に設定されたにすぎなかつた。昭和四八年度の段階において保険料率をせめて今日の水準である一〇・六%まで引上げておけば、積立金の運用次第で将来における年金財政の收支見通しをもつと明るいものにすることができるのではないか。^(注3)

(注3) 被保険者期間四五年、受給期間一五年の個人(二〇歳で働きはじめて六五歳に退職し八〇歳で死亡すると考えればよい)を例にとると、積立金の運用利回りが実質で年二%の場合、保険料率一〇・七%で現役時における平均賃金の六割(物価スライド付き)を年金給付として受けすることが可能となる。詳しくは拙稿〔7〕を参照されたい。

現行の給付水準が維持され、しかも積立金の低利運用が今後も続くとすれば、厚生年金財政は早晩、賦課方式に移行せざるを得ない。その場合における保険料率を調べておこう。表4は、今年一月に厚生省から発表された資料(文献〔6〕)から抜き出したものである。それによると、賃金率が実質的に不变のまま維持される場合(ケースA)、将来の年金負担は四〇%を超えている。昭和五一年一月推計(拙稿〔7〕表3)と比較すると、昭和七五年度の負担は一九・六%から二六・四%へ、昭和九〇年度は三二・八%から四三・七%へ、昭和一〇〇年度は三七・一%から四四・六%へと、それぞれ大幅に上昇している。今回の見直しによって年金財政の将来はいつそう暗いものになつたことがみてとれよう。なお厚生省資料は、賃金率が実質的に上昇する場合の数字を発表していない。しかし、そのような場合を想定した筆者の試算(ケースB～E)をみると、年金財政の将来がきわめ

て厳しいことに変わりはない。物価上昇分を年間で4%も上回る賃金上昇が今後三、四〇年間にわたって実現するというような、きわめて楽観的な仮定をおいても、年金負担率は二七%強まで引上げる必要がある（ケースEをみよ。なお国庫負担分を除く保険料率になおすと、この水準は二二一%強に相当する）。実質賃金率の上昇率が年二%の場合には三三%弱（国庫負担分を除くと二七%弱）まで引上げなければならぬ。

いずれにしても積立金の低利運用を前提とするかぎり、現行の給付水準を維持するためには将来に向けて保険料率を大幅に引上げる必要がある。これは世代間で年金負担が大きく異なることを意味し、世代間の公平を著しく損うものではないだろうか。少なくとも一夫婦あたりの子供数が世代間で異なるかぎり、そのように言えると筆者には思われる。一夫婦あたりの子供数は三〇歳代後半の完結出生力でみると昭和三〇年以降、今日まで平均で一・二人程度で変わらない。将来については何とも言えないが、たとえ出生力低下が予想されるにしても、二人の水準を大きく下回ることはないと想されるにし文献〔8〕参照）。

完結出生力が今後ともほぼ現在の水準で推移すると仮定すると、世代間の公平を確保するためには年金負担率をあまり変えるべきではな



斐選書

●本格的な国際化時代に備えて、グローバルな眼を養おう!!

出水宏一著

——定価一三〇〇円

松永嘉夫著

——定価一一〇〇円

日独経済比較論

●西ドイツの底力・日本の実力

為替相場から日本経済

円高は経済の落日を招くか

榎原伴夫・安場保吉編
——定価一四〇〇円

唯是康彦・斎藤 優編
——定価一四〇〇円

嵐のなかの世界経済

●石油危機以後を考える

世界の食糧問題と日本農業

●食糧の安全保障は万全か

東京都千代田区神田神保町2

斐 閣 有

い。不変に維持すべき年金負担率をどこに設定するかについては、論者によつて意見が異なる。スウェーデン・西ドイツ・イタリアならつて二〇%前後の保険料率まで負担するのが妥当であるし、実現も可能であるといふ人もいよう。他方、現在の一〇・六%でもう十分だとも主張できる。注3で述べたように、積立金の運用によって年間で実質二%の収益を稼ぎ出すことができれば、退職年齢を六五歳に引上げるだけで現役時平均標準報酬月額の六〇%分を年金給付として物価スライド付きで支給することができるからである。現にアメリカでは、保険料率の引上げが進むなかでアラスカ州、ニューヨーク市、サン・ノゼ市等々を初めとするいくつかの地方自治体の公務員が、国の老齢遺族障害保険制度から脱退し始めた。サン・ノゼ市の場合、国の給付水準よりも二五%高い年金を、国の保険料率よりも三%低い負担で支給することができると宣言している（文献〔5〕一三二頁より引用）。アメリカにおける公的年金の水準は平均で現役時賃金の四〇%強（物価スライド付き）であり、また保険料率は一九八〇年段階で一二・二六%である。このような事実から判断するかぎり、日本においても保険料率の引上げが今後、具体化する際には厚生年金保険からの脱退を希望する企業ないし企業グループが出てきても決して不思議ではない（ただし昭和三三年において農林漁業団体職員共済組合が厚生

年金から分離独立した後、このような動きに強い批判が続出したため、政府は特定グループの脱退を認めない旨、閣議決定してある)。

積立金の民間運用を仮定すると、実質で年2%程度の収益を稼ぎ出すことは少なくとも現在までにかんするかぎり可能であった。その程度の収益を見込むことが今後長期間にわたって可能であると仮定すれば、現在の保険料率一〇・六%はほぼ妥当な水準にあると思われる。

(注4) このような保険料負担によって実現可能な年金は、現役時標準報酬の六〇%である。ただし給付開始年齢については、五歳引上げることを念頭においている。また、この年金給付は物価スライド付きであるが、現行制度のように賃金スライド付きとはなっていない。実質賃金率の上昇分については、その一部を世代間の再分配に訴えて定額給付の形で国庫負担すれば十分ではないだろうか。

(注4) 積立方式は人口高齢化の影響を直接的には受けない。ただし閉鎖経済を前提とすると、積立金の運用利回りは実質タームで低落するおそれがあり。つまり積立方式も人口要因と無関係ではありえない。

仮に今後、現行の保険料率が維持されるべきであるとしても、世代間の公平を期すためには次のような調整が必要となる。すなわち、すでに被保険者となっている人々については、過去の低い保険料負担を考慮してもらわなければならない。彼らの保険料率は、今後、引上げられて然るべきであろう。したがってこれからは当分の間、世代別に異なった保険料率を採用する必要があるのではないだろうか。日本においてはかつて国民年金の保険料を世代別に定めたことがある。制度設立当初の昭和三六年四月から四五年六月まで、三五歳未満の人々とそれ以上の人々に適用される国民年金保険料は異なっていた(文献〔9〕「三四四頁参照」)。このような経験を生かす必要性が、今日きわめて大きい。

(注5) 世代間の再分配を公平にするためには、子供数の差異についても年金負担率を調整しなければならないであろう(現にフランスではその調整を

している)。ただし、児童手当や税制における扶養控除制度を通じて部分的な調整は、現に日本においても行われている。

III・主要論点の要約

以上の考察から導き出された主要な論点を要約しよう。

(1) 厚生年金給付のうち、保険料拠出によってみずからが稼ぎ出した部分の割合は著しく低い。昭和五五年度新規受給者の場合、その割合はわずか一三%にすぎない。現行制度の主要な機能は世代間の再分配にあり、その大部分は現役世代の保険料拠出(その本来の機能は保険にあり、世代間の再分配にはない)によってまかなわれている。その結果、制度としての透明度は著しく低く、議論を混乱させるおそれが強い。

(2) 厚生年金制度の内部収益率は、昭和五三年度新規受給者を例にとると、平均で年20%強に達している。

(3) 厚生年金給付のうち世代間の再分配に相当する金額は、平均して国民年金給付のそれの三倍強になつており、またサラリーマンの妻の国民年金加入制度は、このような給付格差をいつそぞう拡大させている。

(4) 厚生年金給付に占める世代間再分配所得は、今日、平均でみるとぎり絶対額で生活保護基準を上回っている。

(5) 保険料率は、昭和三五年五月以降、数回にわたって引上げられてきた。また、今後においても、少なくとも五年に一回の割合で引上げることが予定されている。このような引上げは、一夫婦あたりの子供数がほぼ不变のまま推移するかぎり、世代間の公平を著しく損うことになる。

このような考察結果を踏まえると、制度改革の方向については次のように言うことができるであろう。まず、事実側から判断するかぎり、年金給付水準については今後、給付率を引下げる方向で検討がな

されるべきである。その際、制度の透明度を高めるような工夫をしなければならない。一案としては、みずから保険料拠出によって稼ぎ出した部分と現役世代からの再分配分とが明瞭に区分されるように年金算式を改め、世代間の再分配分は定額かつ制度間に差異のないようになることが考えられよう。また世代間の再分配分については、そのすべてを国庫負担でまかなうべきである。第二に、仮に現行の保険料率を今後維持することが妥当であるとしても、すでに被保険者になっている世代については今後、別建てで保険料率を引き上げる必要性が大きい。第三に、積立金の運用については、できるかぎりの高収益を目指すべきである。資金運用にかんするかぎり民間に一日の長があるので、積立金については現行制度を改め、競争入札によって民間に委ねたらどうであるうか。最後に、国民年金における任意加入制度は、即刻、廃止すべきである。

- [1] 高山憲之『不平等の経済分析』東洋経済新報社、一九八〇。
- [2] N. Takayama, "Public Pensions in Japan," discussion paper, Institute of Economic Research, Hitotsubashi Univ., Dec. 1980.
- [3] 『保険と年金の動向』厚生統計協会、各年版。
- [4] J. H. Schulz, *The Economics of Aging*, Wadsworth, 1976.
- [5] M. J. Boskin ed., *The Crisis in Social Security*, Institute for Contemporary Studies, 1978.
- [6] 厚生省年金局『昭和五五年財政再計算結果』(附写刷、一九八一・一)
- [7] 高山憲之「高齢化社会を乗り切る年金制度改革の視点」『東洋経済』臨時増刊号(近代経済学シリーズNo. 56)、一九八一・五・一八。
- [8] 人口問題審議会『出生力動向に関する特別委員会報告』、一九八〇・八。
- [9] 有澤弘巳監修、厚生省年金局編『年金制度改革の方針』東洋経済新報社、一九七九。